官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○令和二年総務省告示第二百七十六号の一部を訂正する件（総務一八七）　一
○令和三年総務省告示第三百三十四号の一部を訂正する件（同一八八）　三
○令和三年総務省告示第三百三十五号の一部を訂正する件（同一八九）　五
○令和四年総務省告示第三百五十六号の一部を訂正する件（同一九〇）　七
○令和五年総務省告示第三百四十三号の一部を訂正する件（同一九一）　八
○令和六年総務省告示第二百七十一号の一部を訂正する件（同一九二）　九
○令和三年総務省告示第二百九号の一部を訂正する件（同一九三）
○令和三年総務省告示第四百四号の一部を訂正する件（同一九四）
○令和四年総務省告示第六十二号の一部を訂正する件（同一九五）　一〇
○令和四年総務省告示第四百十号の一部を訂正する件（同一九六）　一二
○令和五年総務省告示第九十九号の一部を訂正する件（同一九七）　一三
○令和六年総務省告示第九十七号の一部を訂正する件（同一九八）
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一九九、二〇六）　一三
○令和六年総務省告示第四百二十七号の一部を訂正する件（同二〇〇）
○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二〇一）　一四
○令和七年総務省告示第六十八号の一部を訂正する件（同二〇二）　一五
○令和七年総務省告示第百六号の一部を訂正する件（同二〇三）
○令和七年総務省告示第百七号の一部を訂正する件（同二〇四）　一六
○令和七年総務省告示第百十号の一部を訂正する件（同二〇五）　一七
○政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和七年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件（同二〇七）　一八

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一八
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、企業年金基金変更、農林漁業団体職員共済組合役員就任並びに退任、日本弁護士連合会裁決関係　二四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二五
会社その他
会社決算公告

その他告示

○総務省告示第百八十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第一項の規定により提出された政党交付金の使途等に関する報告書について、自由民主党から訂正の報告があったので、令和二年総務省告示第二百七十六号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年六月三日

総務大臣　村上誠一郎